

平成29年 藤枝市議会2月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成29年3月22日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案14件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第21号議案「藤枝市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「配偶者同行休業の取得実績と、条例改正の狙いについて伺う。」という質疑があり、

これに対して、「これまで、休業を取得した職員はいないが、この改正により、同行休業の再度の延長が可能となることから、より職員が利用しやすい制度にする狙いがある。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第22号議案「藤枝市消防団条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

「消防団員の任用要件を、拡大するとのことだが、今後、団員確保のためどう働きかけを行うのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して「市内にある大学や各種学校等へ、学生の入団確保を啓発していく。また入団した学生の就職活動を支援する、学生消防団活動認証制度を設けることも考えている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第23号議案「藤枝市部設置条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「現在の『都市創生戦略監』はどうなるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して「新たに設置される『企画創生部』の部長に代わるため、『都市創生戦略監』は廃止される。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第24号議案「藤枝市 未来を創る ふるさと応援基金条例」について、申し上げます。

「基金設置の趣旨と目的について、改めて伺う。」という質疑があり、これに対して、「ふるさと応援寄附金は、当該年度のみ
事業で使い切るのではなく、複数年度にわたる、寄附者が応援したい施策事業等にも活用していくため、積み立てるものである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第25号議案「藤枝市 公共施設等 総合管理基金条例」について、申し上げます。

「自然災害等で施設が破損した緊急時も、この基金を取り崩して対応することになるのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して「災害等による施設の緊急修繕については、補正予算で対応することとなる。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第26号議案「藤枝市税条例等の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第27号議案「藤枝市 駐車場条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「今回の条例の改正には、料金等についての記載はないが、今後改めて、料金を定めるのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して「今回の改正は、駐車場の位置等について新たに条例に加えるものであり、使用料については、既存の市営駐車場の料金規定を適用する。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第28号議案「藤枝市 地区交流センター条例」について、申し上げます。

はじめに、「岡部地区に『地区交流センター』を置かない理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「岡部地区については、地区交流センターよりも多くの機能を持つ岡部支所があり、支所については今後も継続していく。

以上のことから、岡部公民館は岡部支所の『分館』と位置付けることが適当と判断した。」という答弁がありました。

次に、「教育委員会部局から市長部局に移行することで、社会教育法に定められた事業等については、どうなるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回の移行の目的は、社会教育法の制限をなくし、営利・政治・宗教等の団体による利用を可能とするなど、地区交流センターの利活用の幅を拡げることにある。

社会教育、生涯学習の部分については、その地域の特色に応じた地域生涯学習に拡げていけるものとする。」という答弁がありました。

次に、「公民館運営審議会はどうなるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「公民館運営審議会に変わる組織として、センターを中心とした地域のコミュニティ組織づくりを、平成29年度・30年度にかけて進める予定である。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

次に、第29号議案「藤枝市 地区交流センター条例の
設置に伴う関係条例の 整理に関する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案「藤枝市 犯罪被害者等 支援条例」について、申し上げます。

はじめに、「支援を行うにあたり、被害にあわれた方についての情報収集はどのように行うのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「まずは、当事者からの相談が前提となるが、ニュース等で報道されたケースは、市から働きかけを行うほか、警察から情報提供が受けられるよう連携の協議を進めている。」という答弁がありました。

次に、「条文に、『市は、犯罪被害者等に対する支援を行うための総合的な窓口を設置する。』とあるが、どこに設置するのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「相談窓口については、市民相談センターを中心に、それぞれ担当の課でも受け付けるが、条例の総合的な窓口は、協働政策課になる。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第36号議案「藤枝市 いじめ問題対策委員会等設置条例」について、申し上げます。

「いじめ問題対策委員会と、いじめ問題調査委員会の二つの委員会の実践的な運用や違いについて、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「重大な事態が発生した場合は、まず、教育委員会が所管する対策委員会が、事実関係を明確にする調査を行い、市長部局で所管する調査委員会では、対策委員会の調査結果について、再調査を行う流れとなる。

なお、委員の任期は、対策委員会委員は4月1日から2年間、調査委員会委員は委嘱の日から当該事案の調査終了までとなっている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第37号議案「藤枝市 市立図書館整備基金の 設置、管理 及び処分に関する条例の 廃止をする条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第43号議案「静岡市 及び 藤枝市における 連携中枢都市圏形成に係る 連携協約について」、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第44号議案「志太広域事務組合規約の 変更」

ついて」、申し上げます。

一委員より、「この規約の変更について、これまでの藤枝市と焼津市との協議の経緯について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「両市の『ごみ減量』に対する取り組みの違いから、発生するごみの排出量について、藤枝市の方が、人口が多いにも関わらず少ない、という逆転現象が起きている。

今回、クリーンセンターの整備を進めるにあたり、建設費用の負担割合を、それぞれの市の人口から、受益者負担の割合に変更したい旨、2年前より藤枝市から焼津市に申し入れてきた。

両市の企画財政部局と環境担当部局の同席により協議を進め、昨年の段階で、受益者負担の考えについての合意ができたため、この1年間で詳細についての詰めを行い、今回それぞれの市において規約変更の議案提出となった。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。